

# 令和3年度熊毛地域特産品コンクール実施要領

## 1 目的

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の到来により、消費形態や生活様式が多様化し、ネット通販の需要も高まっている状況を踏まえ、時代に沿って変化する消費者ニーズに対応した売れる商品づくりを促進するため、熊毛地域の豊富な資源を活用した新しい特産品のコンクールを開催する。加えて、生産者の技術向上と製品開発意欲の高揚を図るとともに、入賞商品を広くPRすることにより、その販路拡大に努め、もって活力ある地場産業の育成・振興に寄与する。

また、2023年の「特別国民体育大会」・「特別全国障害者スポーツ大会」の開催等により、全国的に本県が注目されることを見据え、熊毛地域の魅力をアピールする観光土産品等の新商品開発を促進する。

## 2 主催

熊毛地域特産品コンクール実行委員会

(構成)

鹿児島県熊毛支庁、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、種子島特産品協会、中種子町特産品協会、南種子町特産品協会、西之表市商工会、中種子町商工会、南種子町商工会、屋久島町商工会、種子屋久農業協同組合、種子島漁業協同組合、南種子町漁業協同組合、屋久島漁業協同組合、種子島森林組合、屋久島森林組合、種子島観光協会、屋久島観光協会

## 3 審査

- (1) 審査日：令和3年9月29日(水) 10:00~15:30  
※ 日時については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し変更する場合がございますのでご了承ください。
- (2) 審査委員による審査・採点  
※ 審査に併せ、バイヤー等による内覧も実施予定です。
- (3) 賞の決定(非公開)及び一般公開
- (4) 結果発表、講評
- (5) 場所：ホテルニュー種子島  
※ 出品者は、原則として審査会場で、商品の説明等を行ってください。  
ただし、出席できない場合は、事前に委員会事務局までご連絡ください。

## 4 申込方法

- (1) 申込書類：熊毛地域特産品コンクール応募票  
※ 応募票が足りない場合は、コピーして使用してください。  
応募票は、鹿児島県ホームページの熊毛支庁ページからもダウンロードできます。  
(熊毛支庁ページURL)



<https://www.pref.kagoshima.jp/ap01/chiiki/kumage/chiiki/r3kumagetokusanhinshinsa.html>

- (2) 申込・お問合せ先  
〒891-3192 西之表市西之表7590  
熊毛地域特産品コンクール実行委員会事務局（鹿児島県熊毛支庁総務企画課内）  
TEL：0997-22-0498 FAX：0997-23-1161  
Email：kumage-sochi@pref.kagoshima.lg.jp
- (3) 申込方法：郵送・持参・メールのいずれかの方法  
※ メールでの申込みの場合は、メール送信後に必ずご連絡ください。
- (4) 申込期間：令和3年5月28日（金）～令和3年8月16日（月）  
※ 当日消印有効
- (5) 出品料：無料
- (6) 応募を受け付けた出品者の方には、「審査当日の注意事項」を後日送付いたします。  
令和3年9月17日（金）までに「審査当日の注意事項」が届かない場合はご連絡ください。

## 5 募集区分

- (1) 食品部門
- (2) 工芸品部門

## 6 出品商品の条件

- (1) 出品点数 1企業、団体又は個人につき、部門ごとに2点までとします。  
ただし、応募商品多数の場合は制限する場合があります。
- (2) 出品要件 食品部門及び工芸品部門  
次の全ての条件を満たす商品
  - ① 熊毛地域内に所在する企業、団体及び個人が製造している商品。
  - ② 平成30年以降に販売開始した商品、又は令和3年9月末までに販売できる商品。  
(試作品は対象外とする。)  
ただし、平成30年以前に販売開始した商品であっても、平成30年以降に品質、デザイン、パッケージ等の面で新たな工夫、改良を加えた商品は出品可とする。  
(なお、過去の「かごしまの新特産品コンクール」、「熊毛地域特産品コンクール」の入賞商品は除く。)
  - ③ 地域の特性を活かしたもので、適量を継続的に生産可能な商品。
- (3) その他注意事項
  - ① 食品表示法など関係法令の遵守をお願いします。  
(食品表示についての問合せ先：県消費者行政推進室「食品表示110番」 TEL：099-286-2533)
  - ② 関係法令違反や知的財産・食品表示等に関する問題が生じた商品は、入賞を取り消す場合があります。
  - ③ 知的財産・食品表示等に関して生じた問題の責任については、出品者が負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。また、それにより主催者側に損害が発生した場合は、出品者が負担を負うものとします。
  - ④ 出品者が第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、出品者の責任において必要な許可を得た上で、そのことを出品時に申し出てください。
  - ⑤ 知的財産の保護については、必要に応じ応募者で手続きを行ってください。  
※ 特に、商品名については事前に商標調査を行う、弁理士や知財総合支援窓口等に相談するなど応募者自らの責任でトラブルが発生しないよう必要な措置を講じてください。(問合せ先：INPIT鹿児島県知財総合支援窓口（(公社)鹿児島県工業倶楽部内TEL：099-295-0270)

## 7 審査

熊本地域特産品コンクール実行委員会の下に設置する審査委員会で審査を行う。

### (1) 審査のポイント

食品部門及び工芸品部門

地域性、創意工夫、技術力及び市場性について審査します。

#### ① 地域性

ア 地域の素材を活用しているか。

イ 地域の特性（歴史・風土・食文化・技術等）を感じられるか。

#### ② 創意工夫

ア パッケージのデザイン及びネーミングなどが独創的・斬新であるか。

イ 商品本体のデザインや美しさなどが工夫されているか。

#### ③ 技術力

ア 素材の特徴の生かし方や製造技術が優れているか。

イ 使いやすさ、食べやすさなどが優れているか。

ウ 食品においては、食味（味・香り・食感）がよく、おいしいか。

#### ④ 市場性

ア 新規性・話題性・ストーリー性があるか。

イ 量目、サイズ、価格などが適当であるか。

ウ 適量を生産できそうか。

### (2) 審査時の出品商品の搬入・展示

① 搬入日時：令和3年9月29日（水）8時00分～9時30分まで

② 展示場所：商品の形状等を考慮し、事務局で指定します。

#### ③ その他

ア 出品者の責任において、審査会場に搬入、展示してください。

イ 試食や展示に必要な備品等は、各自準備してください。

ウ 試食や展示に電源が必要な場合は、希望内容を応募票に記入してください。

### (3) 審査終了時の出品商品の搬出

① 搬出日時：令和3年9月29日（水）

15時30分（審査終了後）～16時00分まで

② その他：出品者の責任において、搬出してください。

## 8 新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

(1) 出品商品の製造に関わる方については、開催日2週間前からの検温をお願いします。

(2) 審査会場入室時に検温を実施します。

37.5度以上の方がおられた出展者についてはコンクールの出品自体をお断りいたしますのでご了承ください。

(3) マスク着用をお願いします。

(4) 審査及び表彰（結果発表、講評）時については、原則として1出品者につき1名のみの入室といたします。

(5) 新型コロナウイルス感染防止のため、会場内での調理はできません。

食品部門で試食を準備する出品者は、試食用の使い捨て皿等にあらかじめ小分けし、  
尚且、飛沫感染防止のため密閉（フタ）のできる容器にて保管してください。

審査委員（計11名程度）には、個別で試食提供できるようにご準備ください。

## 9 表彰

### (1) 表彰商品

審査の上、次のとおり決定します。

① 食品部門 最優秀賞1点，優秀賞3点，奨励賞5点の計9点

② 工芸品部門 最優秀賞1点，優秀賞1点，奨励賞1点の計3点

※ 出品数の状況によっては、表彰商品数を調整させていただく場合があります。

### (2) 表彰式

審査当日に実施します。

## 10 入賞商品のPR支援

(1) 入賞商品を紹介するパンフレットを作成・配布します。

(2) 島外特産品フェア等への出展助成

最優秀賞，優秀賞を受賞した事業者には，予算の範囲内で島外特産品フェア等への出展経費の一部助成を行います。既に島外特産品フェア等への出展を申し込んでいる事業者はその出展経費を，申し込んでいない事業者には相談に応じます。

(3) 特産品ネットかごいろへの出品助成

特産品ネットかごいろに熊毛地域特産品コンクールの特設ページを作成し，全ての入賞商品を掲載します。また，予算の範囲内で全ての入賞商品を対象に売上時手数料・送料の一部助成を行います。

(4) 入賞商品の買い取り

最優秀賞，優秀賞を受賞した事業者には，予算の範囲内で委員会で入賞商品を買取り，様々なPRを図ります。

【審査会場（ホテルニュー種子島）案内図】

〒891-3113 西之表市東町10番地 TEL：0997-23-4567

